

京都市訓令甲第10号

区 役 所

京都市区長等専決規程の一部を次のように改正する。

平成21年10月30日

京都市長 門 川 大 作

別表保健部長の項第3号及び第4号を削り、同項第5号を同項第3号とする。

別表副室長及び課長の項中第11号を第19号とし、第5号から第10号までを8号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の8号を加える。

- (5) 支出命令及び振替命令並びに出納(物品に係るものを除く。)の通知に関すること。ただし、市税徴収金等に関するものを除く。
- (6) 1件100,000円以下の支出決定に関すること。
- (7) 旅費の支出決定に関すること。
- (8) 水道、ガス、電気及び電話の料金、清掃手数料金その他定例的な経費の支出決定に関すること。
- (9) 1件100,000円以下の既納の使用料及び手数料の還付に関すること。
- (10) 自動車重量税の支出決定に関すること。
- (11) 1件100,000円以下の物品等の調達決定及び契約並びにこれらに伴う経費の支出決定に関すること。
- (12) 単価契約済みの物品等の調達契約に関すること。

別表総務課長の項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号及び第7号を削り、第8号を第5号とし、第9号を第6号とし、第10号を削り、第11号を第7号とし、第12号から第18号までを4号ずつ繰り上げる。

別表健康づくり推進課長の項第2号及び第3号を削る。

別表京北出張所長の項中第35号を第41号とし、第14号から第34号までを6

号ずつ繰り下げ，第13号を第15号とし，同号の次に次の4号を加える。

(16) 1件100,000円以下の既納の使用料及び手数料の還付に関する事。

(17) 自動車重量税の支出決定に関する事。

(18) 1件100,000円以下の物品等の調達決定及び契約並びにこれらに伴う経費の支出決定に関する事。

(19) 単価契約済みの物品等の調達契約に関する事。

別表京北出張所長の項第12号の次に次の2号を加える。

(13) 1件100,000円以下の支出決定に関する事。

(14) 旅費の支出決定に関する事。

附 則

この訓令は，平成21年11月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)